昭和４７年　５月１２日港湾局長決定
昭和４７年　７月　１日施　　行
昭和４８年　４月　１日一　部　改　定
昭和４９年１０月　１日一　部　改　定
昭和５３年　６月１３日一　部　改　定
昭和５７年　４月　１日一　部　改　定
平成　元年　４月　１日一　部　改　定
平成１０年　４月　１日一　部　改　定
平成１９年　４月　９日一　部　改　定
平成２０年　４月１５日一　部　改　定
平成２４年　４月　１日一　部　改　定
平成２９年　４月　１日一　部　改　定

工事施行規程実施細目

（東京都工事施行規程
及び副知事依命通達）

平成２９年４月

東京都港湾局

目　　次

工事施行規程実施細目（東京都工事施行規程、及び副知事依命通達）---------- １

第１章　総則（第１条～第６条）---------- ２

第２章　請負工事---------- ６

第１節　設計（第７条～第１０条）---------- ６

第２節　起工（第１１条～第１５条）---------- ８

第３節　工事の施行（第１６条～第２２条）----------１１

第４節　工事の完了（第２３条～第２４条）----------１７

第３章　直営工事（第２５条～第２９条）----------１８

第４章　設計等の委託（第３０条～第３１条）----------２０

第５章　他局への委任工事（第３２条～第３５条）----------２０

第６章　雑則（第３６条～第４０条）----------２２

付則----------２４

工事番号の表示方法----------２７

工事施行規程別記附属様式----------２８

工事施行規程実施細目による様式----------４６

参考資料----------７８

工事施行規程実施細目

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
第１章　総　則 （目的） 第1条 この規程は、東京都における工事の施行についての基本的な事項を定めることにより、工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。	第1　総則(第1章) 1　この規程の目的(第1条) この規程の目的は、知事部局において施行する土木工事、建築工事その他一切の工事について、設計手続、起工手続、施行手続その他工事に関する基本的な事項を定めることにより工事の円滑かつ適正な施行を図ることにあること。	目的　(第1条) この実施細目は、東京都工事施行規程(以下「施行規程」という。)第40条の規程に基づき施行規程を実施するために必要な細目について定め、港湾局における工事の円滑かつ適正な施行を図ることを目的とする。
（用語の定義） 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 1　工事とは、次のものをいう。ただし、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百三十九条第一項に規定する物品に係るロに掲げる作業及びハに掲げる修繕を除く。 イ　土木工事、建築工事、電気設備工事、機械設備工事その他の工事及びこれに附帯する工事 ロ　製造、製作、運搬その他これに類する作業 ハ　工作物、船舶、機械等の修繕 2　局 東京都組織規程(昭和二十七年東京都規則第百六十四号。以下「組織規程」という。)第八条第一項に規定する本庁の局並びに青少年・治安対策本部、病院経営本部及び中央卸売市場をいう。 3　局長 組織規程第九条第一項に規定する局長並びに青少年・治安対策本部長、病院経営本部長及び中央卸売市場長をいう。 4　部長	2　工事の範囲(第2条) この規程の適用される工事は、第2条第1号イからハに掲げる工事、作業、修繕である。この作業及び修繕については設計・測量等の委託、製造・製作等の作業及び工作物・船舶等の修繕の増加に伴い、その実施手続の明確化を図るため、改正前の東京都工事施行規程(以下「旧規程」という。)においてとられていた準用方式を排し、新たに規程の適用対象に加えたものであること。また、「その他の工事」とは冷暖房・換気・給排水・ガス・汚物処理の各設備工事等土木工事、建築工事、電気設備工事又は機械設備工事の範ちゆうに属しない一切の独立した工事をいうものであること。なお地方自治法(昭和22年法律第67号)第239条第1項に規定する物品については、規程の対象外とされているが、この規程に準じて処理することも差しつかえがないこと。 なお、第2条に掲げる工事は、請負工事又は直営工事の手続により、また工事の一部であつて当該工事から分離して処理できるものについては委託の手続により、それぞれ処理されることになるが、そのいずれの手続によるかは、工事の円滑な確保を図るという観点から十分検討のうえ決定しなければならないものであること。	用語の定義(第2条) この実施細目において、次の各号に掲げる用語の意義はそれぞれ当該各号に定めるところによる。 1　「工事主管課長」とは、当該工事に関する設計、起工、施行等の事項を主管するそれぞれの課の課長をいう。 2　「事業所管課長」とは、予算調整、執行計画等を担当する課の課長をいう。 3　「起工担当課長」とは、起工を担当する課の課長をいう。 4　「設計担当課長」とは、設計を担当する課の課長をいう。 5　「工事担当課長」とは、工事の施行を担当する課の課長をいう。 6　「契約事務主管課長」とは、契約事務を主管する課の課長をいう。 7　「予算事務主管課長」とは、予算事務を主管する課の課長をいう。 8　「起工権者」とは、東京都事案決定規程に基づき、工事を起工する権限を有する者をいう。 9　「監督員」とは、工事担当課長から様式第１に定める「監督員命令簿」により、工事の施工の監督を命ぜられた者をいう。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
組織規程第十条第一項に規定する部長及びこれに準ずる職にある者並びに第六号に掲げる所のうち課を置く所の所長をいう。 5　課長 組織規程第十一条第一項に規定する課長及びこれに準ずる職にある者並びに次号に掲げる所の課長(課を置かない所にあつては、所長)をいう。 6　所 組織規程別表三に掲げる本庁行政機関及び組織規程別表四に掲げる地方行政機関をいう。 7　監督員 東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和三十九年東京都規則第百三十号)第十六条第一項若しくは第十七条第一項又は第二十九条第一項若しくは第三十条第一項の規定により工事の監督を命じられた職員をいう。		
（工事の計画的な施行） 第3条 工事は、長期的計画、局長が策定する事業の計画等との整合を図りながら、効率的かつ経済的に行わなければならない。 2　工事の施行は、あらかじめ実施計画を作成し、円滑かつ迅速に進めなければならない。 3　前項の実施計画は、都市計画事業、公害防止計画事業等との調整を図り、局長が策定する事業の計画に基づいて、作成しなければならない。	3　工事の計画的な施行(第3条) (1)　長期的計画等に示された社会資本の整備を効果的に進めるため、工事の計画段階では、計画水準、整備期間等を十分に検討した上で基本計画等を作成するとともに、実施段階では、設計、工事の条件を明確にし、効率的かつ経済的な事業の執行に努めること。 さらに、社会資本の整備においてはコストの縮減が重要な課題であり、利便性、安全性、耐久性、環境保全など社会資本が本来備えるべき所要の機能、品質を確保しつつ、各種規制緩和や技術開発動向等を踏まえながら、設計、工事はもとより、入札・契約、維持管理段階などライフサイクル全体を通してのコストの縮減を図っていくこと。 このため、工事の計画及び実施に当たって	工事の計画的な施行(第3条) 1　工事の実施計画は、原則として1件ごとに設計、起工及び施行時期を定めるものとする。 ただし、特に予算明細書等で工事箇所の定めのない工事については、この限りでない。 2　工事の実施計画は、現地の実情、工事に必要な土地及び水面確保の状況、関連して行われる工事との調整、設計に要する期間、予算上の措置及び工期等を考慮して作成する。 3　工事の実施計画は、施行規程第7条の「設計の指示」に基づき、起工担当課長が様式2に定める「工事実施計画書」により作成し、設計担当課長及び工事担当課長と協議して定めるものとする。 ただし、この内容を包含する他の計画がある場合は、これにかえることができる。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	は、工事関係部門のみならず、企画・計画部門、経理・契約部門、財産管理部門等と緊密な連携を図り、社会資本の整備を計画的、効率的、経済的に進めていくこと。 (2)　旧規程において義務づけられていた工事施行計画の主たる目的である年間工事概要のは握は、他の事務手続によつても可能であるので、工事施行計画書の作成を特に義務づけないこととしたこと。 　しかしながら、東京都における工事量の増大は、個別工事の計画的施行の必要性を高め、工事施行の手順を定める実施計画の不適切な場合にもたらされる影響はきわめて大きなものになつているので、個別工事の施行にあたつては常に工事の実情に応じた合理的な実施計画を作成することにより、工事の円滑な施行を図ることにしたものであること。 (3)　この個別工事の実施計画は、旧規程において起工の中に含まれていた設計を本規程においては起工から分離し、設計と起工の機能をそれぞれ明確にしたことに伴い、設計、起工及び施行相互間の有機的関連を明らかにする役割をになうものであること。 なお、個別工事の実施計画の作成にあたつては、絶えず計画手続の改善及び開発に努め、より適切な実施計画を作成する必要があるので、特に一定の様式は定めなかつたこと。 (4)　実施計画作成にあたつては、各部局の事業計画、都市計画事業及び公害防止計画事業との関連を常に考慮し、個別工事相互間の有機的関連を失わないようにすること。	4　工事の実施計画書は、起工担当課長が本書、設計及び工事担当課長が写しをそれぞれ保管し、計画と工事の実施状況を比較検討し、必要により協議して修正する。 5　実施計画の内容に追加、変更等のあった場合は、上記各号に準じて作成する。
（処理方針） 第4条 　工事に関する事項は、当該事項を主管するそれ	4　処理方針(第4条) (1)　旧規程においては、工事に関する実務は当該工事を主管する課長が中心となつて処理す	

<table>
<tr><th>東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）</th><th>副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）</th><th>実施細目（昭和47年7月）
（平成29年4月一部改正）</th></tr>
<tr><td>ぞれの課の課長(以下「工事主管課長」という。)が中心となつて処理するものとする。
2　工事主管課長は、工事施行の状況を全般的には握し、関係各方面との適切な連絡及び調整を行なうことにより、工事の円滑な進行に努めなければならない。
3　前二項の規定による工事に関する事項の処理は、この規程に特別の定めがある場合を除き、すべて東京都事案決定規程(昭和四十七年東京都訓令甲第十号)その他の規程に定める手続により行なわれなければならない。</td><td>ることになつていたが、必ずしも当該工事の全部が同一の課長によつて主管されているわけではなく、設計、起工、施行等の各事項がそれぞれ当該事項を主管する課の課長(以下「工事主管課長」という。)を中心として処理される場合もあるので、設計、起工、施行等の各事項ごとに工事主管課長が中心となつて処理すべきことを明らかにしたこと。
(2)　工事主管課長は、工事の施行にあたつては、工事施行の状況を全般的には握し、関係各方面との適切な連絡及び調整を行なうことにより、工事の円滑な施行に努める責務があるが、その責務を規定のうえで明らかにしたこと。
(3)　処理手続については、起工又は工事変更の際使用する起案書のようにこの規程に特別の定めがある場合を除き、すべて東京都事案決定規程(昭和４７年東京都訓令甲第１０号)、各事業所処務規程その他の関係規程の定める手続により行なわなければならないものであること。</td><td></td></tr>
<tr><td>（工事台帳の備付け）
第5条
工事主管課長は、工事台帳を備え、工事に関する事項を常に整理しておかなければならない。</td><td>5　工事台帳の備付け(第5条)
この規程には工事についての基本的事項を定めることにしたため、工事用簿冊としては、最少限度必要な工事台帳の備付義務を定めたものであること。しかし工事の性格により工事台帳以外の簿冊を必要とする場合には、局長が第40条により定める細目(以下「実施細目」という。)において、工事記録簿等の必要簿冊を定め、工事に関する事項が適切に記録されるよう注意する必要があること。
なお、工事の種類、施行方法等により、この規程に定める工事台帳の様式によることが困難な場合は、局長は実施細目において、その様式を適宜</td><td>工事用簿冊の備付け(第5条)
1　実施細目において定める工事用簿冊の種類、様式及び備付箇所は、次のとおりとする。
<table><tr><th>種類</th><th>備付箇所</th><th>様式</th></tr><tr><td>工事台帳</td><td>起工担当課
工事担当課</td><td>様式第3
及び第4</td></tr><tr><td>工事記録簿</td><td>工事担当課</td><td>様式第5</td></tr></table>2　工事記録簿は、工事担当課長が工事の規模、内容等を勘案して必要がないと認めた場合は省略することができる。</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）</th><th>副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）</th><th>実施細目（昭和47年7月）
（平成29年4月一部改正）</th></tr>
<tr><td></td><td>変更することができるものであること。</td><td></td></tr>
<tr><td>（秘密の保持）
第6条
　設計金額その他起工金額及びその内訳の秘密は、厳重に保持しなければならない。</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>第2章　　請負工事
第1節　設計
（設計の指示）
第7条
　局長は、施行する工事について、設計上の基本的な事項及び特に注意を要する事項を明示し、その所属職員に設計を行わせるものとする。</td><td>第2　請負工事(第2章)
1　設計(第1節)
　旧規程においては、設計は起工の中に包含して規定していたが、設計と起工とは必ずしも同一部署で行なわれるものではないので両者を分離してそれぞれの事務手続の明確化を図つたものであること。したがつて、設計については、設計を主管する工事主管課長が中心となつて処理すべきこと。
(1)　設計の指示(第7条)
　　従来設計担当者が設計を行うに当たつては、工事についての基本的事項及び特に注意を要する事項が必ずしも十分に把握されていないために、再三にわたる設計の修正が見られたが、このような無駄を可能な限り防止するために、局長が明示した工事についての基本的事項及び特に注意を要する事項が、関係部課長を通じて、設計担当者に十分伝達されるよう注意すること。</td><td>設計の指示(第7条)
1　設計に当たって、基本的な事項及び特に注意を要する事項を指示する必要があるときは、次に掲げる決定区分に従い、局長名をもって部長（所長を含む。）に指示するものとする。
<table><tr><th>決定権者</th><th>設計区分</th></tr><tr><td>局　　長</td><td>・予定金額が9億円以上の工事に係るもの
・局長が特に重要と認めて指示するもの</td></tr><tr><td>部　　長
(所長を含む)</td><td>・上記以外の設計で部長が設計の指示を必要と認めるもの</td></tr></table>2　設計の指示は、工事1件ごとに行うものとする。ただし、特に予算明細書等で工事箇所を定めない工事に係る設計については、この限りでない。
3　設計の指示は、本庁の事業所管課長を起案者とし、様式第6に定める設計指示書によって行うものとする。
4　設計の種類によって、設計担当課が二つ以上にわたるときは、相互に連絡協議して設計内容に食い違いを生じないようにすること。
5　基本的な事項とは、設計構成上の基本となる事項をいい、注意を要する事項とは設計作</td></tr>
</table>

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
		業の遂行に当たり、設計担当者が考慮すべき事項をいう。
（設計書の構成等） 第8条 工事設計内容の確定手続は、次の書類から構成する設計書により行わなければならない。ただし、設計図面については、工事の種類又は規模により作成する必要がない場合その作成を省略することができる。 一　工事設計概括書 二　設計図面 三　工事仕様書 四　工事設計内訳書 五　その他局長が必要と認める書類 2　前項に定める工事設計内訳書は、工種別内訳書その他の局長が必要と認める書類をもつて構成する。	(2)　設計書の様式(第8条) ア　工事設計書は、第8条ただし書に該当する場合を除き、第8条第1項各号に掲げる書類によつて構成するものであること。なお、「その他局長が必要と認める書類」とは、数量計算書等局長が工事の種類に応じて実施細目により添付することを義務づけた書類をいうものであること。 イ　工事設計内訳書は、工事の種類又は規模に応じて局長が実施細目において定めた工種別内訳書、科目内訳書、工費内訳書等によつて構成するものであるが、工事設計内訳書の内容が簡明でないために、工事の円滑な施行を妨げている例もみられるので、工事の迅速な施行を確保するためにその適正化に努めなければならないこと。 ウ　工事仕様書は第10条ただし書に該当する場合を除き、別に知事が定める標準仕様書によらなければならないものであること。	工事設計内訳書の構成(第8条) 1　施行規程第8条第1項第4号に定める「工事設計内訳書」は次に掲げる書類から必要なものをもって構成する。 なお、電子計算機等、積算システムを用いて作成する工事設計書の場合は、当該システムの様式とする。 (1) 年度別内訳書　様式第7 (2) 科目別内訳書　様式第8 (3) 工種別内訳書（総括表）　様式第9 (4) 種目・科目内訳書　様式第9の2 (5) 工種別内訳書　様式第10 (6) 細目内訳書　様式第10の2 (7) 単価・代価明細表　様式第11 (8) 工種別内訳書（単価契約）様式第12 (9) 支給材料品調書　様式第13 ただし、上記様式のうち(4)種目・科目内訳書及び(6)細目内訳書については、財務局積算基準に基づく工事に使用する。 2　施行規程第8条第1項第5号に定める「その他局長が必要と認める書類」は概ね次のものであり、必要に応じて整備する。 (1) 数量計算書 (2) 構造計算書又はその他の計算書 (3) 設計条件等の確定経緯 (4) 関係行政機関及び近隣住民等との渉外事項等
（設計基準） 第9条	(3)　設計基準(第9条) 設計担当者が、設計書(工事仕様書を除く。)を	設計基準(第9条) 1　設計上の注意事項とは管理部門との設計協

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
設計は、別に局長が定める設計基準に基づき行なうものとする。 2　前項の設計基準は、次に掲げる事項について規定するものとする。 一　設計上の注意事項 二　設計に関する技術的基準 三　積算に関する基準 四　その他必要な事項	統一的かつ能率的に作成するためには、設計に際しての基準が明確になつていなければならないので、局長が各局における工事の種類規模等に応じて、設計基準を定めることにしたこと。設計基準には、工事の内容に応じて実地調査を行い、その施行に疑義の生じないよう明確なものとすること等設計に当たつて注意すべき事項、単価、歩掛、損料等積算に関する基準、構造物及びその設備等の設計に関する技術的基準及びその他局長において必要と認める事項を定めるべきものであること。	議を含むものである。 2　設計基準に定めのない事項、又はこれによりがたい事項は、その根拠を明らかにしなければならない。
（工事仕様書） 第10条 工事仕様書は、別に知事が定める標準仕様書によらなければならない。ただし、標準仕様書に定めのない事項又はこれによることが困難な事項については、この限りでない。		工事仕様書（第10条） 1　局長は、標準仕様書に定めがない事項又はこれによりがたい事項について、別に工事仕様書を定めることができる。 2　前項に基づき局長が定める工事仕様書の取扱いは、標準仕様書に準ずる。 3　工事の内容により、標準仕様書又は第1項に定める工事仕様書に定めがない事項又はこれによりがたい事項を定める必要があるときは、個別に特記仕様書を作成する。
（起工） 第11条 工事主管課長は、工事の設計が完了したとき、又は当該工事の設計書が送付されたときは、次に掲げる事項に注意して、当該工事を施行するための決定（以下「起工」という。）手続を執らなければならない。 一　工事の施行の時期を予定されるものについては、その時期を失しないこと。 二　工事施行の時期、施設等の移設及び埋設その他工事の施行について関係方面と調整されていること。	2　起工（第2節） (1)　起工（第11条） ア　設計と起工が同一部署で行われる場合は、設計が完了したとき、また異なつた部署で行われる場合は、設計書が送付されたときに工事主管課長は、起案文書、工事設計書及び工事の内容、従来の経過、関係法規等を説明する必要書類から構成する起工書によつて、第11条各号に定める事項に十分注意の上、起工手続を執らなければならないものであること。 イ　従来起工の段階において措置をしなけれ	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
三　工事現場付近の住民への周知、公害の防止措置その他事前に措置すべき事項について、措置されていること。 2　起工手続は、次の書類から構成する起工書により行わなければならない。 一　起案文書 二　工事設計書 三　その他起工に必要な書類	ば時機を失する事項について必要な措置が採られなかったために工事の円滑な施行が阻害された例も見られるので、このようなことのないよう、起工に当たつては十分注意すること。	
（工事番号） 第12条 工事には、毎会計年度起工書起案の順序に従い、各課ごとに工事番号を付けなければならない。 2　前項の工事番号は、「何年度何課工事第何号」又は「何年度何工事第何号」の方法により表示しなければならない。		工事番号(第12条) 工事番号の表示方法は別表のとおりとする。
（工期） 第13条 工期が日数により定められている場合の工期の終期は、東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第十号）第一条第一項に規程する東京都の休日を除いて、暦に従い当該日数を数えた日とする。 一　国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第百七十八号)に定める休日 二　一月二日、同月三日及び十二月二十九日から同月三十一日まで 三　日曜日及び土曜日	(2)　工期(第13条) ア　工期の算定が適正を欠く場合には、工事の円滑な施行を確保することが困難となるので、工期の設定を行うに当たつては、必要な余裕を見込むことが望ましいこと。特に東京都の休日に関する条例（平成元年東京都条例第10条）第１条第1項に規定する東京都の休日（以下「休日」という。）は勤務を行わないことになつている関係事業所も多いので、工期の算定に当たつては十分これらの事情を考慮に入れ、合理的な工期を算定すべきこと。 イ　工事の緊急性や交通事情などにより、休	工期(第13条) 1　工期は、設計に当たり日数をもって定めることとする。 ただし、あらかじめ完了期日が定められているものについては、この限りでない。 2　工事の性格、規模等によって、本条各号に掲げる休日を工期に算入して工事を施行する必要があるものについては、特記仕様書に明記するものとする。 なお、起工担当課長は、起工書の送付に当たり契約事務主管課長に連絡すること。 3　工事担当課長は、現場の状況の変化等によって、休日等に工事施行の必要を認めた場合は、あらかじめ工事の監督方法について検討し、受注者に指示又は承諾を与えるとともに、必要に応じて職員の勤務について措置すること。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	日を工期に算入し工事を行う必要のある場合には、定められた工期内に工事が完了するように、職員の勤務体制の整備及び関係者との連絡調整に注意すること。	
（起工書の送付） 第14条 工事の起工が決定したときは、工事主管課長は、遅滞なく起工書その他契約締結に必要な書類を契約事務の主管課長に送付しなければならない。		
（緊急起工の処理） 第15条 工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行する必要が生じたときは、部長の指揮を受けて、この規程に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後直ちに定められた手続を執らなければならない。	(3)　緊急起工の処理(第15条) ア　地震、暴風雨、豪雪、こう水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を施行しなければならない切迫した事態が生じ、起工書により決定を受ける時間的余裕のない場合は、口頭その他適宜の方法により部長の指揮を受けて、第2章第1節及び第2節に定める手続によらないで工事を施行することができるものであること。この場合において「部長」とは、緊急工事を適切に行なうために、必ずしも当該工事の施行について決定権を有する職員であるとは限らないので、緊急工事を行なつたときは、事後直ちに起工書を作成して、決定権を有する上司の決定を受けなければならないこと。また、豪雪、工事上の事故防止及び公共の安全確保を緊急起工の処理のできる場合の例示として新たに追加することにより、規定設置の趣旨の明確化を図つたこと。 なお、「緊急に工事を施行する必要が生	緊急起工の処理(第15条) 1　緊急起工の処理に当たっては、起工担当課長及び工事担当課長は相互に連絡をとり、事務処理に不都合を生じないようにしなければならない。 2 起工担当課長は、緊急機構の処理に当たり事後手続の円滑化を図るため、速やかに当該工事の予算及び契約事務主管課長と打合せをしなければならない。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	じたとき」とは、災害対策又は不測の突発的事故対策としての応急工事を施行する必要があるときをいうのであり、すでに施行中の工事について、災害等により損壊その他事故を生じたため、当該工事の起工の内容を変更する場合の手続については、第22条の規定により、本条の規定が準用されるものであること。 イ　本条の運用にあたつては、地方自治法第232条の3の趣旨に照して必要な予算措置については、上司及び関係部署と特に十分な連絡を図り、事後手続において、財政上の不都合を生じないよう厳に注意しなければならないものであること。	
第3節　工事の施行 （工事実施前の措置） 第16条 工事主管課長は、工事実施前に次に掲げる事項についてあらかじめ措置しておかなければならない。 一　監督員に対する工事の監督その他工事の施行に必要な事項の指示をしておくこと。 二　工事の施行について関係先に通知する必要があるときは、通知をしておくこと。 三　工事の施行について関係行政機関の許可、認可、承認その他の処分又は手続を必要とする場合は、定められた処分を得、又は手続を終わらせておくこと。 四　工事の施行に必要な土地、水面等を使用する必要があるときは使用できるようにしておくこと。 五　工事の施行に支障となる施設等につい	3　工事の施行(第3節) (1)　工事実施前の措置(第16条) 工事主管課長は、東京都契約事務の委任等に関する規則(昭和39年東京都規則第130号)の規定によつて、監督員が任命されたときは、直ちに工事設計書の写等その者が第17条に定める職務を遂行するのに必要な書類を交付し、工事の監督その他工事の施行に必要な事項を指示しておかなければならないこと。 なお、旧規程においては工事の起工が決定した場合には軽微な工事を除き工事担当者を置くことが義務づけられており、この工事担当者と東京都契約事務の委任等に関する規則に基づき命じられる監督員との職務上の関係が明確でなく工事施行の円滑化に支障を来していた例も見られるので、本規程においては請負工事の施行の監督については専ら監督員が当たるべきであるとの前提の下に工事主管課長との関係を明確にしたものであること。 また、工事主管課長は、工事実施前に措置して	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
ては、必要な措置をしておくこと。 六　受注者から提出された工事工程表を調査し、請負者と協議しておくこと。 七　公害の防止に必要な措置及び安全管理について受注者に指示しておくこと。	おかなければならない事項について、必要な措置を採ることにより、工事の円滑な施行を図らなければならないこと。	
（監督基準） 第17条 監督は、別に局長が定める監督基準に基づき行なうものとする。 2　前項の監督基準は、次に掲げる事項について規定するものとする。 一　監督上の注意事項 二　工事の監督方法 三　監督員が行う工事施行に付随した事務及びその処理方法 四　その他必要な事項	(2)　監督基準(第17条) ア　監督員が、監督業務を適切に行なうためには、監督に際しての基準が明確になつていなければならないが、従来この面における整備が必ずしも十分ではなかつたので、局長が、各局における工事の種類、規模、執行体制に応じて、工事の円滑な施行を図ることができるように監督業務についての必要な基準を定めることにしたものであること。 イ　局長は、監督基準を定めるに際しては、局の工事の実態を十分把握し、工期内に工事を完了させること等監督員が監督に当たつて注意すべき事項、工事の経過を示す写真撮影の方法等監督に当たつての必要な方法、工事主管課長に対する報告等監督員が行うべき工事施行に付随した事務及びその処理方法、その他局長が必要と認める事項を定める必要のあるものであること。	監督基準(第17条) 監督基準に定めのない事項又はこれによりがたい事項は、その根拠を明らかにしなければならない。
（受注者提出書類処理基準） 第18条 監督員は、受注者から提出される書類を、別に局長が定める受注者提出書類処理基準に基づき処理するものとする。 2　前項の受注者提出書類処理基準は、様式及び処理方法を明確にして作成しなければならない。	(3)　受注者提出書類処理基準(第18条) ア　受注者は、工事仕様書等によつて必要書類の提出を義務づけられているが、従来その様式及び処理方法等について明確な基準が定められていないために工事の円滑な施行が妨げられた例もみられるので、各局における工事の種類、規模、執行体制等に応じて局長が受注者提出書類の処理基準を定めることにしたものであること。	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	イ　局長は、受注者提出書類処理基準を作成するに際しては、工事の種類、規模、執行体制等に応じて、受注者提出書類の様式及び処理方法を明確にしなければならないものであること。 なお、従来監督員が、監督に当たつての付随的な事務に追われ、本来の技術的業務に専念できない例も見られたので、基準を定めるに際しては監督員が書類整理等の付随的な事務のため過重負担となり、本来の技術的業務に専念できなくなることのないよう注意すること。	
（工事月報） 第19条 工事主管課長は、工事着手後、毎月当該工事に係る工事月報をすみやかに、上司に提出しなければならない。	(4)　工事月報(第19条) 工事月報は、すでに工事に着工しているすべての工事について記載しなければならないものであること。工事月報の提出期日は、旧規程においては翌月5日までとなつていたが、各局の実情に応じた提出期日を定めるため「すみやかに提出すべきこと」に改めたので、工事の施行に支障がないように、各局において合理的な提出期日を設定すべきものであること。	工事月報(第19条) 1　工事担当課長は、工事月報を部長（所の工事担当課長にあっては所長）に提出するものとする。 2　前項の定めるもののほか、所にあっては、局起工に係る工事の工事月報を起工担当課長に送付するものとする。 3　工事月報の提出期限は、翌月の5日までとする。 ただし、離島港湾部に係る工事にあっては翌月の10日までとする。 4　工事月報の様式は、施行規程別記第4号様式を用いずに、この実施細目で定める様式第14号を用いるものとする。
（工事の中止及び中止解除） 第20条 工事主管課長は、工事の全部又は一部の施行を中止し、又は中止を解除する必要があると認めたときは、工事中止書又は工事中止解除書により直ちに必要な措置を講じなければならない。	(5)　工事の中止及び中止解除(第20条) ア　工事主管課長は、工事の施行中、工事を継続することが困難な障害が生じた場合その他の理由により、工事の全部若しくは一部の施行を中止する必要があるとき又は工事中止の原因となつた理由の解消により中	工事の中止及び中止解除(第20条) 1　工事担当課長は、工事の中止又は解除の必要が生じた場合においては、部長（所長）の指示を受けるとともに、直ちに起工権者に工事中止・中止解除報告書（様式第15）を提出すること。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
2　工事主管課長は、前項の工事中止をしようとする場合、工事の中止が契約内容その他に重大な影響を及ぼすものについては、あらかじめ上司の指示を得なければならない。 3　工事主管課長は、地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により緊急に措置する必要が生じたときは、前二項に定める手続によらないで処理することができる。ただし、事後定められた手続を執らなければならない。	止を解除する必要があるときは、第20条第2項に該当する場合を除き、自らの判断で臨機応変に工事の中止又は中止解除の措置を採るべきこととしたものであること。 なお、工事の中止とは、再開を予定した一時的中断であつて、設計の内容の変更を伴わないものをいうこと。したがつて、設計の内容の変更である工事の打切り及び工事の中止に伴い、予定工期を延長する必要が生じた場合は、第22条の規定により処理すべきものであること。 イ　旧規程においては、工事の中止及び中止解除をするときはすべて上司の指示を受けて措置することになつていたが、本規程においては、工事の円滑な施行を図るため、上司の指示を受けて措置する場合は、工事の中止が契約内容その他に重大な影響を及ぼすもののみに限定したこと。これは、工事の中止又は中止解除を、工事の実情を最もよくは握している工事主管課長の責任において処理させることがより合理的であることによるものであること。 なお、「工事の中止が契約内容その他に重大な影響を及ぼすもの」とは、予算の繰越しのおそれのあるもの、公衆に著しく迷惑を及ぼすおそれのあるもの、供用開始日が決定している場合等で完成期限が遅延するおそれのあるもの等その他これに類するものをいうものであること。 ウ　地震、暴風雨、豪雪、洪水、工事上の事故防止、公共の安全確保その他の理由により、緊急に工事を中止しなければならない切迫した事態が生じ、定められた手続を執る時間的余裕のない場合は、工事主管課長の判断で適切な措置をすること。	2　工事担当課長は、前項に定めるほか、必要により当該工事の予算事務主管課長及び契約事務主管課長と打合せをしなければならない。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	ただし、この場合においては、事後直ちに定められた手続を執らなければならないものであること。 エ　以上に述べた工事の中止又は中止解除の措置をとるときは、工事の施行が請負契約に基づくものであるから、受注者と連絡調整のもとに行うべきものであること。	
（事故報告） 第21条 工事主管課長は、工事の施行中、地震、暴風雨、豪雪、洪水、予期し得ない工事上の事情変化その他により、工事に事故があつたときは、直ちにその実情を調査した上、必要な措置を講じ、上司に事故の報告をし、その指示を受けなければならない。	(6)　事故報告(第21条) 工事の施行中、地震、暴風雨、豪雪、洪水、火災その他の災害又は不測の事故により、施設の損壊その他工事に事故があつたときは、工事主管課長は、直ちに実情を調査し、必要な措置を講じるとともに、事故報告書を作成して上司に報告し、その指示を受けなければならないこと。この場合において、調査の結果、緊急に応急工事を行わなければならない状態にあるときは、第15条の規定の適用があること及び事故の発生により、工事の中止又は工期の延長等の必要が生じたときは第20条又は第22条の規定の適用があることはいうまでもないこと。 なお、「工事の施行中」とは、当該工事の完了又は打切りのときから当該工事に係る施設をその管理者に引き継ぐまでの間を含むものであること。	事故報告(第21条) 1　工事担当課長は、工事施行で重大な影響を及ぼす事故があった場合、部長（所長）の指示を受け、様式第16により局長に事故の報告をするものとする。 2　事故が発生したときは、工事担当課長は、直ちに受注者に応急措置を講じさせるとともに、別途事故報告書を提出させること。（受注者提出書類処理基準）
（工事変更） 第22条 工事主管課長は、工事の起工の内容を変更(以下「工事変更」という。)する必要があると認めたとき又は変更設計書が送付されたときは、すみやかに工事変更書により工事変更するための決定手続をとらなければならない。 2　第八条から第十一条まで、第十四条及び第	(7)　工事変更(第22条) 起工の決定後生じた原因により、工事の起工の内容を変更する必要が生じたときは、変更の内容等について十分な精査を行った上、速やかに工事変更書により所定の手続をとらなければならないこと。旧規程においては、工事変更の場合は、すべてその都度所定の手続をとる必要があったが、第22条第3項各号に定める場合を除いては、工事変	工事変更(第22条) 1　工事担当課を置く各部（所）には工事変更検討会を設置し、工事変更の適正化に努めなければならない。 2　工事担当課長は、工事着手後に起工の内容を変更する必要が生じた場合には、速やかに各部（所）の定める工事変更検討会要領に基づき、工事変更検討会に諮らなければならな

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
十五条の規定は、前項の決定手続をとる場合に準用する。 3　第一項の規定にかかわらず次に掲げる工事変更以外の工事変更の決定手続を行う場合には、工期末(二会計年度以上にわたる工事にあつては各会計年度の末及び工期の末)までに一括して行うことができる。 一　工期変更を伴う工事変更 二　重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更 三　変更見込金額が請負金額の十パーセントに相当する額又は八百万円を超える工事変更	更手続は、工期末までに一括して行うことができることになったので、工事主管課長において、工事変更に伴う工事の施行の遅延を可能な限り防止するように努めること。 なお、第22条第3項第3号は、変更1回ごとの限度額及び当該工事についての合計変更額の限度額を示すものであること。また、同号により工期末までに一括して工事変更を行うことができるのは、変更見込金額が当該工事の請負金額の10パーセントに相当する額又は800万円のいずれをも超えない場合であり、これ以外の工事変更は、第22条第1項による工事変更を行うものであること。	い。 ただし、施行規程第15条に列挙されている事態のため、緊急に起工の内容を変更する必要が生じたときには、同条を準用しなければならない。 3　一括変更を行う工事については、その契約変更の手続が終了するまでの間、当該変更部分に限り部分払いの対象としないものとする。 4　工事担当課長は、一括変更を行う工事について、あらかじめ起工権者に一括変更を行う旨対象の工種を明示して現況報告書を提出すること。（様式第17） 5　工事担当課長は、一括変更を行う工事についてはその旨受注者に通知し、承諾書を徴すること。（様式第18） 6　一括変更を行う工事について、前2項に定める手続を経た場合は、工事変更が決定されたものと見なして、材料検査、工事記録簿の作成、工事記録写真の撮影等を実施すること。 ただし、工事月報その他の報告については「一括変更見込み」と表示し、請負金額を変えてはならない。 7　一括変更を行う工事については、常に工事の適正な管理に努めること。 8　工事担当課長及び起工担当課長は、一括変更事務の円滑化を図るため、当該工事の予算事務主管課長及び契約事務主管課長と打合せをしなければならない。 9　施行規程第22条第3項第2号に定める重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更は次のとおりである。 (1) 施設の基本的機能を変更するもの (2) 施設の基本的形式を変更するもの (3) 基本的な設計条件を変更するもの

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
		10　施行規程第22条第3項第3号の規程における「請負金額」とは、当初の契約金額をいう。 なお、一括変更による変更見込金額の限度額とは変更一回ごとの限度額及び当該工事についての全工事期間又は会計年度末までの合計変更額をいう。 11　施行規程第22条第1項にいう「工事変更設計書」は、次に掲げる書類の中から必要なものをもって構成する。 (1) 工事変更設計（清算内訳）書　様式第19 (2) 変更・清算工種別内訳書（総括書）　様式第20 (3) 変更種目・科目内訳書　様式第20の2 (4) 変更・清算工種別内訳書　様式第21 (5) 変更細目内訳書　様式第21の2 (6) 変更・清算単価代価明細表　様式第22 (7) 変更・清算支給材料品調書　様式第23 ただし、上記様式のうち、(3)変更種目・科目内訳書及び(5)変更細目内訳書の様式は、財務局積算基準に基づく工事に使用する。
（工事の完了） 第23条 工事主管課長は、工事が完了し、受注者から完了届が提出されたときは、速やかに上司に報告しなければならない。 2　工事が完了したときは、工事主管課長は、	4　工事の完了(第4節) (1)　工事の完了(第23条) 受注者から提出される完了届の処理は、受注者提出書類処理基準(第18条)の定めるところによるものであるが、完了届の提出があつたときには、工事主管課長は、工事の完了を上司が速やかに知	工事の完了(第23条) 1　工事担当課長は、起工権者に工事完了の報告をするものとする。（様式第24） 2　本条における「完了後の図面及び写真」とは、工事仕様書（提出書類、工事記録、写真撮影基準）に基づき受注者が提出する図面及

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
工事の完了後の図面及び写真を作成しておかなければならない。ただし、工事の種類又は規模により作成する必要がないものについては、この限りでない。	ることができるよう注意すること。	び写真とする。
（工事成績評定） 第23条の２ 監督員は、工事が完了したときは、別に財務局長が定める統一基準により、当該工事に係る成績の評定を行わなければならない。		工事成績評定(第23条の2) 監督員は、工事成績評定を行うに当たっては、評定の判断基準及び指示書等の交付のあり方等についての考え方をとりまとめた「東京都工事成績評定要綱の運用について」（財務局長通知）に従い行うこと。
（施設等の引継） 第24条 工事主管課長は、工事の完了後、当該工事に係る書類を整理し、施設の引継が決定したときは、遅滞なく当該施設及び書類を施設管理者に実地立会のうえ引継がなければならない。	(2)　施設等の引継ぎ(第24条) 工事が完了した施設については、施設管理者に引き継ぐまでは、工事主管課長が管理し、管理者が使用できる状態で引き継がなければならないので、費用の負担等管理に当たつての必要事項については、工事主管課長と施設管理者との間で十分協議し、円滑に施設の引継ぎを行うべきこと。	施設等の引継ぎ(第24条) 施設の引継の事務処理は、別に局長の定める「港湾局所管財産引継事務処理要領」によること。
第三章　直営工事 （工事担当者） 第25条 工事主管課長は、工事の監督その他工事施行について必要な事項を処理させるため、工事現場に工事担当係員(以下「工事担当者」という。)を置く。ただし、工事の種類又は規模によりこれを置く必要がないものについてはこの限りでない。	第3　直営工事(第3章) 1　工事担当者(第25条) (1)　直営工事の施行にあたつては、工事主管課長は、原則として所属職員のうちから工事担当者を指名し、工事現場にその者を置かなければならないものであること。 なお、工事の種類又は規模によりこれを置く必要がないと認めるときは、工事主管課長において、工事担当者の行なうべき職務を処理するものであること。 (2)　工事担当者は、第26条、第27条及び第29条に定めるように、工事現場における監督その他工事の施行に関する重要な事務を行なうも	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
	のであるから、この指名にあたつては、当該工事の施行について知識経験を有する職員であることが望ましいこと。	
（着手報告） 第26条 工事に着手するときは、工事担当者は、工事着手報告書及び工事工程表を作成して工事主管課長に報告しなければならない。ただし、工事の種類又は規模により工事工程表を作成する必要のない工事については、この限りでない。		
（工事工程表の整理） 第27条 工事担当者は、工事着手後、常に工事の進行状況をは握し、工事工程表によりその実績を記入しておかなければならない。		
（清算） 第28条 工事が完了したときは、工事主管課長は、すみやかに工事清算報告書に次の各号に掲げる書類を添えて上司に報告し、その承認を受けなければならない。 一　工事清算内訳書 二　工事の完了後の図面及び写真（ただし、工事の種類又は規模により作成する必要がないものについては、この限りでない。）		清算（第28条） 1　工事の完了を報告する「上司」は、第23条の例による。 2　清算の報告をする「上司」は、工事施行の決定権にかかわらず部長（所長）とする。 ただし、国庫補助（負担）事業の工事に当たっては、この事業を担当する局起工担当課長に送付すること。
（準用） 第29条 前四条に定めるものを除くほか、直営工事については、第七条から第十七条までの規定及び第十	2　規定の準用（第29条） 旧規程においては直営工事を主な対象として規定していたが、本規程においては、請負工事を主な対象として規定したので、直営工事について	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
九条から第二十四条までの規定を準用する。	は、最少限度必要な規定を置くにとどめ、他はすべて請負工事に関する規定を準用することにしたので、直営工事の取扱いについては、実施細目において定めておくことが望ましいこと。	
第四章　設計等の委託 （委託基準） 第30条 設計、測量、地質調査、監理その他工事の一部であつて当該工事から分離して処理できるものの委託(以下「設計等の委託」という。)は、別に局長が定める委託基準に基づき行なうものとする。 2　前項の委託基準は、次に掲げる事項について規定するものとする。 一　委託の注意事項 二　委託する業務の種別及び内容 三　積算に関する基準 四　その他必要な事項	第4　設計等の委託(第4章) 1　委託基準(第30条) (1)　従来設計、測量、地質調査、監理等の委託は、その都度必要に応じて処理されてきたが、東京都における工事量の増大に伴い、委託を職員の手不足を補充するという消極的なものから、東京都における工事の円滑な施行を図るために、積極的に工事施行体制の中に位置づける必要性が生じてきたので、局長において委託基準を定め、その統一的かつ効果的な運営を図ることにしたものであること。 (2)　委託基準は、局長が局における工事の実態に応じて定めることになつたが、委託基準には、委託に際しての注意事項、委託する業務の種別、範囲及び内容、委託料の算定をするための積算の基準並びにその他局長が必要と認める事項を規定すべきこと。	委託基準(第30条) 委託基準に定めのない事項又はこれによいがたい事項は、その根拠を明らかにしなければならない。
（準用） 第31条 前条に定めるものを除くほか、設計等の委託については第七条から第二十四条までの規定を準用する。	2　準用(第31条) 設計等の委託は、第7条から第24条までの規定に準じて処理されることになるが、その具体的な取扱いについては実施細目に規定しておくことが望ましいこと。	
第五章　他局への委任工事 （他局への施行委任） 第32条	第5　他局への委任工事(第5章) 他局への委任工事については、従来委任局と受任局との連絡調整が必ずしも十分でないために、	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
局長は、工事の施行を他の局の長に委任することができる。 2　前項の規定により工事の施行を委任する場合は、工事施行委任書により行なうものとする。	工事の円滑な施行に支障をきたした例もみられるので、委任局と受任局との間において十分な連絡調整を行ない、両者の緊密な協力のもとに工事の円滑な施行を図るように、新たに第32条から第35条の規定を設けたが、特に協議の時機を失したために、工事の円滑な施行が妨げられることのないように、工事の種類、規模等に応じて十分な時期的余裕のある時期に、事業計画及び事前の措置について、委任局と受任局の間で十分協議しておくこと。 なお第5章は、他局への工事委任の手続を定めたものであり、受任局は本章以外の規定に基づいて工事の施行を行なうべきことはいうまでもないことであること。	
（事業計画の事前協議） 第33条 局長は、その施行を委任する工事(以下「委任工事」という。)に係る事業の計画の策定に当つては、敷地関係、工事の規模・内容、予算関係その他必要な事項について、当該工事の施行の委任を受ける局の長(以下「工事施行受任局の長」という。)と協議するものとする。 2　委任工事の施行委任局が二以上にわたる場合の当該委任工事に係る事業計画の策定に当つては、関係局の長及び工事施行受任局の長の間において十分な調整を行なうものとする。		
（施行委任前の措置） 第34条 局長は、他の局の長に委任工事に係る調査、設計を依頼する必要がある場合は、施設の計画、敷地周辺関係に関する事項、設計上の基本的事項及びその他必要な事項を明らかにするよう努めるも		

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
のとする。 2　局長は、他の局の長に工事の施行を委任する場合は、次に掲げる事項についてあらかじめ工事施行受任局の長と協議するものとする。 一　工事現場付近住民に対する周知方法 二　工事の施行に必要な土地、水面等の確保 三　工事の施行に支障となる施設等の撤去又は移転		
（工事変更） 第35条 委任された工事の施行の途中において、設計及び施行の内容を変更する必要があると認められるときは、関係局の長及び工事施行受任局の長の間において協議するものとする。		
第六章　雑則 （別な方法による処理） 第36条 国、地方公共団体その他の公法人に委託して施行する工事その他特別の理由によりこの規程によることが困難であると局長が認めた工事については、別の方法により処理することができる。	第6　雑則(第6章) 1　別な方法による処理(第36条) 国、地方公共団体その他の公法人に委託して施行する工事並びにこれから受託して施行する工事、その他特別の理由によりこの規程によることが困難であると局長が認めた工事については、その工事の種類、規模、内容に応じてこの規程に定める手続によらないで処理できるが、できる限りこの規程の定める手続に準じて処理すべきこと。 「その他特別の理由によりこの規程によることが困難である工事」とは、国庫補助に係る工事で国が処理方法を定めている工事、東京電力株式会社又は東京瓦斯株式会社に委託して施行する工事その他これらに類する事情にある工事及び工事予定金額が50万円未満の工事に限られるものであること。	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
（様式） 第37条 この規程の施行について必要な様式は、別記のとおりとする。		
（協議） 第38条 局長は、第九条の設計基準、第十七条の監督基準、第十八条の受注者提出書類処理基準又は第三十条の委託基準を制定し、又は改正しようとするときは、あらかじめ財務局長に協議するものとする。	2　協議(第38条) 局長は、第9条、第17条、第18条及び第30条の規定に基づき基準を定めることになっているが、各局間の統一及び調整を図る必要があるので、基準の制定又は改正に当たっては、あらかじめ財務局長に協議すべきこと。 なお、東京都における工事施行の水準を高めるために、基準の作成に当たっては、各局間において必要な技術知識の交換及び相互協力を積極的に行うべきこと。	
（東京都工事関係基準協議会への付議） 第39条 財務局長は、前条の協議を受けた場合は、別に定める東京都工事関係基準協議会(以下「協議会」という。)に付議するものとする。ただし、別に知事が指定する事項については、この限りでない。 2　財務局長は、東京都の工事の施行水準の向上、工事の施行に係る各局間の統一等のため、調査審議の必要があると認める場合は、協議会に付議することができる。	3　東京都工事関係基準協議会への付議(第39条) (1)　財務局長は、基準の制定改正について協議を受けた場合は、東京都工事関係基準協議会(以下「協議会」という。)に付議し、その調査審議を経ること。ただし、次に掲げる事項については、協議会への付議を要しないものであること。 ア　法令の改正又は国からの通知に伴い改正するもので、東京都としての裁量の余地のないもの イ　既に協議会に付議された事項と同一の内容であるもの ウ　字句又は項目の整備に関するもの等の軽易な改正 (2)　財務局長は、社会経済状況、技術開発動向、東京都の施策展開等に的確に対応するため、工事施行水準の向上、各局間での統一的な取組を図ることが必要な場合等は、協議会に付議することができるものであること。	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
（実施細目） 第40条 　局長は、この規程の施行について必要な実施細目を定めることができる。	4　実施細目(第40条) 　旧規程においては、局長はあらかじめ、知事の承認をえて実施細目を定めることになつていたが、各局間の統一及び調整は基準の作成によつて確保されることになつたので、実施細目の作成にあたつては、知事の承認を要しなくなつたこと。したがつて、局長は、局の工事の実態に応じて工事の円滑な施行を促進するのに必要な事項を規定し、工事施行の効率化を図るとともに、常にその改善に努めること。	
附　則 （適用期日） 1　この訓令は、昭和四十六年四月一日から適用する。 （経過規定） 2　昭和四十六年四月一日から昭和四十七年三月三十一日までの間は、第九条、第十七条、第十八条及び第三十条の規定にかかわらず設計、監督、請負人提出書類の処理及び委託については、なお従前の例により処理することができるものとする。 3　この訓令適用の際、現に施行中の工事については、なお従前の例による。 附　則(昭和四七年訓令第一号) 　この規程による改正前の東京都工事施行規程により調製した様式で用紙の現に残存するものは、当分の間なお使用することができる。 附　則(昭和五九年訓令第一〇〇号) 　この訓令は、昭和六十年一月一日から施行する。 附　則(平成四年訓令第一五〇号)	第7　経過措置 1　この訓令は、昭和46年4月1日から適用され、東京都における全ての工事はこれに基づいて施行されることになること。したがつて、第9条、第17条、第18条及び第30条の規定に基づく設計基準、監督基準、受注者提出書類処理基準及び委託基準は、適用日までに準備されていなければならないものであること。しかしながら、これら基準についてはそれぞれの局の実情に応じ十分検討のうえ制定する必要があり、そのためその全てについて適用日までに準備できない場合も予想されるので、その場合にはこれらの基準が制定されるまでの間は、従前の例により処理することができるよう配慮したものであること。 　なお、従前の例によることができる期間は、昭和47年3月31日までであるので局長は上記基準をこの間に可及的速やかに制定し、規程に基づく正規の運用が図られるよう努力しなければならないものであること。 2　この訓令の適用の際旧規程に規定する様式により作成した用紙は、残品のある限り、所	附　則 1　この実施細目は、平成29年4月1日から適用する。 2　この実施細目による改正前の実施細目に規定する様式により作成した用紙は、所要の修正を加えて引き続き使用することができる。

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
この訓令は、平成四年七月一日から施行する。 附　則(平成六年訓令第二号) この訓令は、平成六年四月一日から施行する。 附　則(平成八年訓令第六六号) この訓令は、平成八年七月十六日から施行する。 附　則(平成一〇年訓令第一一号) この訓令は、平成十年四月一日から施行する。 附　則(平成一三年訓令第八六号) この訓令は、平成十三年四月一日から施行する。 附　則(平成一三年訓令第一二〇号) この訓令は、平成十三年七月一日から施行する。 附　則(平成一六年訓令第一一三号) この訓令は、平成十六年八月一日から施行する。 附　則(平成一七年訓令第八一号) この訓令は、平成十七年七月十六日から施行する。ただし、第二条第二号の改正規定中「並びに」の下に「青少年・治安対策本部、」を加える部分及び同条第三号の改正規定中「並びに」の下に「青少年・治安対策本部長、」を加える部分は、同年八月一日から施行する。 附　則(平成一八年訓令第六一号) この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。 附　則(平成一九年訓令第五四号) この訓令は、平成十九年四月一日から施行する。 附　則(平成二二年訓令第三三号)	用の修正を加えてなお使用することができるものであること。	

東京都工事施行規程（昭和46年4月）（参考）	副知事依命通達（昭和46年4月）（参考）	実施細目（昭和47年7月） （平成29年4月一部改正）
この訓令は、平成二十二年四月一日から施行する。 附　則(平成二四年訓令第二四号) この訓令は、平成二十四年四月一日から施行する。		

別表

工事番号の表示方法

起工担当課（工事主管課）		工事番号	備考
臨海開発部	各課	年度　開　工事第　1 ～　　号	
		年度　施　工事第　201 ～　　号	
港湾整備部	建設調整課	年度　　工事第　1 ～　250 号	
		年度　　工事第　251 ～　300 号	廃棄物
		年度　海　工事第　1 ～　500 号	
		年度　管　工事第　1 ～　　号	
		年度　埋　工事第　1 ～　500 号	
		年度　公　工事第　1 ～　　号	
		年度　臨　工事第　1 ～　100 号	
	計画課	年度　計　工事第　1 ～　　号	
	技術管理課	年度　技　工事第　1 ～　　号	
	施設建設課	年度　施　工事第　1 ～　200 号	
離島港湾部	管理課	年度　島　工事第　1 ～　　号	
東京港管理事務所	港湾道路管理課	年度　　工事第　2001 ～　　号	
	施設補修課	年度　　工事第　1001 ～　2000 号	
		年度　海　工事第　601 ～　700 号	
	港務課	年度　海　工事第　501 ～　600 号	
	臨海地域管理課	年度　埋　工事第　501 ～　600 号	
東京港建設事務所	港湾整備課	年度　　工事第　301 ～　400 号	
	埋立海岸整備課	年度　埋　工事第　601 ～　　号	
		年度　海　工事第　701 ～　800 号	
	沖合埋立整備課	年度　　工事第　401 ～　500 号	
		年度　臨　工事第　101 ～　　号	
	浚渫工事課	年度　　工事第　701 ～　800 号	
	施設整備課	年度　　工事第　801 ～　1000 号	
	高潮対策センター	年度　海　工事第　801 ～　　号	

工事施行規程別記附属様式

工事施行規程別記附属様式目次

工事台帳（第５条）----------（第　１号様式）----------３０

工事設計概括書（第８条）----------（第　２号様式）----------３１

起工起案書（第１１条）----------（第　３号様式）----------３３

工事月報（第１９条）----------（第　４号様式）----------３５

工事中止・中止解除書（第２０条）------（第　５号様式）----------３６

工事変更起案書（第２２条）----------（第　６号様式）----------３８

工事着手報告書（第２６条）----------（第　７号様式）----------４０

工事工程表（第２７条）----------（第　８号様式）----------４１

工事精算報告書（第２８条）----------（第　９号様式）----------４２

変更・精算工種別内訳書（第２８条）---（第１０号様式　甲、乙）-------４３

工事施行委任書（第３２条）----------（第１１号様式）----------４５

第１号様式　工事台帳（第５条）

工事台帳				施行方法	請負・直営・委託
工事番号		契約		支出科目	
文書番号		工期		会計	
契約番号		着手		款	
検収番号		完了予定		項	
起案		完了		目	
決定		検査		節	

工事件名	工事監督員		
		所属	
		職	
		氏名	電話（　）
工事場所	設計者	所属	
		職	
		氏名	電話（　）

受注者			代理人		
住所			住所		
法人名		電話（　）	氏名		電話（　）
代表者			主任技術者		電話（　）

工事概要			
起工額		概要	
契約額			

工事中止及び中止解除	中止年月日	中止期間	工期変更	解除年月日	中止理由
	平成　年　月　日　全部　一部	平成　年　月　日まで（　日間）	増　減　見込　日間	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日　全部　一部	平成　年　月　日まで（　日間）	増　減　見込　日間	平成　年　月　日	
	平成　年　月　日　全部　一部	平成　年　月　日まで（　日間）	増　減　見込　日間	平成　年　月　日	

設計（工事）変更	回数	増減金額	変更金額	増減日数	完了予定日	決定年月日	契約年月日
	第　1　回	増　円　減	円	増　日　減	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	第　2　回	増　円　減	円	増　日　減	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	第　3　回	増　円　減	円	増　日　減	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日
	第　4　回	増　円　減	円	増　日　減	平成　年　月　日	平成　年　月　日	平成　年　月　日

変更の理由及び概要	
第　1　回	
第　2　回	
第　3　回	
第　4　回	

備考　この様式は、工事台帳の最少限度の記載事項を定めたものであるから、工事の種類、施行方法、その他により適宜記載事項を追加、又は、変更することができる。

第2号様式　工事設計概括書（第8条）

（表）

<table>
<tr><td colspan="12">工 事 設 計 書</td></tr>
<tr><td rowspan="2">添付物</td><td colspan="2">工事第　　号</td><td colspan="9">部（所）　　課</td></tr>
<tr><td colspan="2">平成　　年　　月　　日作成</td><td>課長</td><td></td><td>課長代理</td><td></td><td>課長代理</td><td></td><td>調査</td><td></td><td>設計者</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2">工事件名</td><td colspan="5"></td><td>施行方法</td><td colspan="4">請負・直営・委託</td></tr>
<tr><td colspan="2">工事場所</td><td colspan="5"></td><td>工　期</td><td colspan="4">日間</td></tr>
<tr><td colspan="12">施行理由</td></tr>
</table>

第2号様式　工事設計概括書（第8条）

（裏）

<table>
<tr><td colspan="8">設　計　概　要</td></tr>
<tr><td>支出科目</td><td>年度</td><td>会計</td><td>款</td><td>項</td><td>目</td><td colspan="2">節</td></tr>
<tr><td rowspan="7">工事金額</td><td colspan="2">区　　分</td><td>金　額　円</td><td colspan="4">摘　　要</td></tr>
<tr><td colspan="2">設　計　総　額</td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">内訳</td><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td colspan="4"></td></tr>
</table>

東京都港湾局

第３号様式　起工起案書（第１１条）

			保存年限	年		分類記号		引継ぎ
文書番号・番号				処理経過	施　行	平成　年　月　日		
工　事　番　号					決　定	平成　年　月　日		
文書の取扱		回付・施工上の注意			施行予定	平成　年　月　日		
					起　案	平成　年　月　日		
先方の文書	年　月　日　第　号				収　受	平成　年　月　日		
宛先		発信者名		浄書照合	公印照合・押印	発　送		
決定権者	局　部　課	工事件名	起　工　書					
起案	局 部（所） 課	起案者 電　話	事務担当者	審　査				
				文書主任	文書取扱主任			
審議		主管部長		主管課長	主管課長代理			
協議 決定後供覧								

第３号様式　起工起案書（第１１条）

備考

１　次の順序及び要領に従って記載すること。

（１）　起工理由

（２）　工事概要

（３）　工事場所

（４）　施行方法　　請負・直営・委託

（５）　工期

　ア　始期

　イ　期間（期限）　　日間　（　　年　　月　　日まで）

（６）　工事金額

（７）　支出科目

（８）　その他

２　３葉以上に及ぶときは、様式の２頁目に準じて調整すること。

３　工期の始期は、次の例により記載すること。

　例　「契約確定の日から」、「年月日から」

第４号様式　工事月報（第１９条）

工　事　月　報（　　月分）

工事番号	工事件名	工事場所	工費（支給材料品費）	工期	着手	完了予定	しんちょく率			請負人 工事担当者 受託人	摘要
							前月まで	本月分	累計		
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	
第　号			円	日間			%	%	%	請 担 受	

備考　請は請負人、担は工事担当者、受は受託人とし、それぞれ該当の表示を○で囲むこと。

第５号様式　工事中止・中止解除書（第２０条）

			保存年限	年		分類記号		引継ぎ
文書番号・番号				処理経過	施　行	平成　年　月　日		
工　事　番　号					決　定	平成　年　月　日		
文書の取扱		回付・施工上の注意			施行予定	平成　年　月　日		
					起　案	平成　年　月　日		
先方の文書	年　月　日　第　号				収　受	平成　年　月　日		
宛先		発信者名		浄書照合	公印照合・押印	発　送		
決定権者	局　部　課	工事件名	工事 中止 中止解除 書（　）					
起案	局 部（所） 課	起案者 電　話	事務担当者	審　査	文書主任	文書取扱主任		
審議		主　管　部　長		主管課長	主管課長代理			
協議 決定後供覧								

第５号様式　工事中止・中止解除書（第２０条）

備考

１　次の順序及び要領に従って記載すること。

（１）　工事場所

（２）　施行方法　　請負・直営・委託

（３）　請負人

工事担当者

受託者

（４）　着手　　年　月　日

（５）　完了予定　　年　月　日

（６）　全部（又は一部）中止　　年　月　日

（７）　中止期間　　見込み　　年　月　日まで

確定　　（　　日間）

（８）　工期延伸　　不要・要　（　　日間の見込み）

（９）　中止解除　　年　月　日

(10)　理由

(11)　その他

２　３葉以上に及ぶときは、様式の２頁目に準じて調整すること。

第６号様式　工事変更起案書（第２２条）

			保存年限	年	分類記号			引継ぎ
文書番号・番号				処理経過	施　行	平成　年　月　日		
工　事　番　号					決　定	平成　年　月　日		
文書の取扱		回付・施工上の注意			施行予定	平成　年　月　日		
					起　案	平成　年　月　日		
先方の文書	年　月　日　第　号				収　受	平成　年　月　日		
宛先		発信者名		浄書照合	公印照合・押印	発　送		
決定権者	局　部　課	工事件名	工事変更書					
起案	局 部（所） 課	起案者 電　話	事務担当者	審　査	文書主任	文書取扱主任		
審議		主管部長		主管課長	主管課長代理			
協議 決定後供覧								

第６号様式　工事変更起案書（第２２条）

備考

１　次の順序及び要領に従って記載すること。

（１）　変更理由

（２）　変更概要

（３）　工事場所

（４）　施行方法　　請負・直営・委託

（５）　工期及び工事金額

ア　工期

（ア）既　定　　工事日数　　日　（　　年　月　日まで）

（イ）変　更　　工事日数　　日　（　　年　月　日まで）

（ウ）増・減（△）工事日数　　日　（　　年　月　日まで）

イ　工事金額

（ア）既　定　　円

（イ）変　更　　円

（ウ）増・減（△）　　円

（６）　支出科目

（７）　その他

２　３葉以上に及ぶときは、様式の２頁目に準じて調整すること。

第７号様式　工事着手報告書（第２６条）

保存	年	分類記号				

第　　号		工事　第　号	
報告先	主管課長	報告終了	年　月　日
		提出	年　月　日
		作成	年　月　日
供覧先			

工事着手報告書

工事件名

上記の工事について下記のように着手します。

報　告　書	局　　氏名 部（所） 課　　電話
工事場所	
工期	年　月　日から 年　月　日まで　　日間
着手	年　月　日
完了予定	年　月　日

摘　要

第８号様式　工事工程表（第２７条）

工事工程表

工事件名：

種　別	月	月	月	月
出来高				

備考　予定は青、実施は赤色記入すること。

第９号様式　工事清算報告書（第２８条）

保存	年	分類記号				

第　　号		工事　第　号	
報告先		報告終了	年　月　日
		提出	年　月　日
		作成	年　月　日
供覧先			

工事清算報告書

工事件名

上記の工事について下記のように清算状況を報告します。

報　告　者	局 部（所） 課	氏名 電話
工事場所		
完了年月日	完了 予定　　年　月　日	工事 打切り　　年　月　日
工事金額	決定額　　円	清算額　　円

清算概要

第１０号様式　変更　清算工種別内訳書（甲）（第２８条）

変更
清算

工　種　別　内　訳　書

（総括表）

種　　別	既　定　額		変　更・清　算　額		差引増・減（△）額	
	内容（数量）	金額（円）	内容（数量）	金額（円）	内容（数量）	金額（円）

頁

第１０号様式　変更　清算工種別内訳書（乙）（第２８条）

変更
清算

工　種　別　内　訳　書

工　種 内　訳 材料労力	形状 寸法	単位	既　定　額			変　更・清　算　額			摘　要
			数　量	単価(円)	金額（円）	数　量	単価(円)	金額（円）	

頁

第１１号様式　工事施行委任書（第３２条）

第　　号

平成　年　月　日

受任局長あて

委任局長名　　印

工　事　施　行　委　任　書

下記工事の施行を委任します。

記

1 委任理由

2 工事件名

3 工事場所

4 予定工期

5 工事概要

6 事業費

7 支出科目

年度		会計		款	
項		目		節	

8 その他

工事施行規程実施細目による様式

工事施行規程実施細目による様式目次

監督員命令簿----------実施細目様式第　１----------４８
工事実施計画書----------実施細目様式第　２----------４９
工事台帳の目次----------実施細目様式第　３----------５０
工事台帳----------実施細目様式第　４----------５１
工事記録簿----------実施細目様式第　５----------５２
設計指示書----------実施細目様式第　６----------５３
年度別内訳書----------実施細目様式第　７----------５４
科目別内訳書----------実施細目様式第　８----------５５
工種別内訳書（総括表）----------実施細目様式第　９----------５６
種目・科目内訳書----------実施細目様式第　９の２----５７
工種別内訳書----------実施細目様式第１０----------５８
細目内訳書----------実施細目様式第１０の２----５９
単価・代価明細表（　　当り）----------実施細目様式第１１----------６０
単価・代価明細表（単価設計）----------実施細目様式第１２----------６１
支給材料品調書----------実施細目様式第１３----------６２
工事月報----------実施細目様式第１４----------６３
工事中止・中止解除報告書----------実施細目様式第１５----------６４
事故報告書----------実施細目様式第１６----------６６
工事現況報告書----------実施細目様式第１７----------６７
工事の一括変更について----------実施細目様式第１８----------６９
工事変更設計（清算内訳）書----------実施細目様式第１９----------７０
変更・精算工種別内訳書（総括表）----------実施細目様式第２０----------７１
変更種目・科目内訳書----------実施細目様式第２０の２----７２
変更・清算工種別内訳書----------実施細目様式第２１----------７３
変更細目内訳書----------実施細目様式第２１の２----７４
変更・清算単価・代価明細表（　当り）-------実施細目様式第２２----------７５
変更・清算支給材料品調書----------実施細目様式第２３----------７６
工事完了報告書----------実施細目様式第２４----------７７

実施細目様式第１

監　督　員　命　令　簿

番号	命令権者印	決定関与者印		命令年月日	工事番号	工事件名	工事監督員		
							職名	氏名	印
				平成　年　月　日					

注　「決定関与者」欄は所属係長及び工務係長（庶務担当）とする。

実施細目様式第２

工事実施計画書

部・所　　課　作成

番号	事業名		工事場所	工事内容	予定工事費（千円）	施行予定												関連工事欄	摘　要
						Ⅰ			Ⅱ			Ⅲ			Ⅳ				
						4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3		

備考

記入要領は次のとおりとする。なお、類似様式を使用することができる。

１　番号：図面、その他の対照に使用する。

２　空欄：ふ頭名、路線名、橋梁名、公園名、排水機場名等に使用する。

３　関連工事欄：同時施行等の関連工事について記入する。

４　施行予定

（１）認可設計

（２）実施設計

（３）工事

実施細目様式第３

工事台帳の目次

年度	

工事番号	工事件名	工事場所	支出科目	補助率	契約種別	竣功年月日	受注者

実施細目様式第４

債務負担	繰越
年度 ～ 年度	年度

工　事　台　帳

工事番号	平成　11 年度　工事第　号	文書番号		契約番号	
施行方法	請負・委託	起案年月日		契約年月日	
		決定年月日			
工事件名	平成　年度			公・単	補助率　%
工事場所					

支出科目	会計	款	項	目	節

工期	日間	着手	年　月　日		設計担当者	監督員・工事担当者
しゅん功予定	年　月　日	しゅん功	年　月　日	所属		
				職・氏名		

工期変更	区分	工期	しゅん功年月日	決定年月日
	第１回	日間	年　月　日	年　月　日
	第２回	日間	年　月　日	年　月　日
	第３回	日間	年　月　日	年　月　日
	第４回	日間	年　月　日	年　月　日

受注者		
企業体名		
代表会社	住所	電話
	法人名	
	代表者	
現場代理人		
主任技術者		

区分	工事金額	工事（変更）概要
原設計	起工額　円 （工事費　円） （消費税及び地方消費税相当額　円） 契約額　円 （工事費　円） （消費税及び地方消費税相当額　円） 支給材　円	

設計変更				
	第　1　回	決定　年　月　日	円	
	第　2　回	決定　年　月　日	円	
	第　3　回	決定　年　月　日	円	

請負既済部分払					
	請求	年　月　日	年　月　日	年　月　日	年　月　日
	出来高	%	%	%	%
		円	円	円	円
	支払金	円	円	円	円
	検査員				
	立会人				
	検査年月日				

検査区分	直接・間接	検収課受付番号	財経検・第　号	
前払金	請求年月日　年　月　日	請求割合　%	請求金額	円
摘要	主任技術者			

実施細目様式第５

工　事　記　録　簿

工事番号

工事件名　　監督員

年月日	内容	摘要

頁

実施細目様式第６

設　計　指　示　書

設計担当(部)所

起工担当課

番号	事業名		工事場所	工事内容	予定工事費（千円）	特記事項	
						基本事項	注意事項

備考

記入要領は、次のとおりとする。なお、指示に内容によって、この様式を変更して使用できる。

1　空欄：ふ頭名、橋梁名、公園名、排水機場名等に使用する。

2　工事内容：しゅんせつ、Ａｓ舗装、補修、鋼桁新設、矢板護岸等具体的な工事内容を記入する。

3　予定工事費：予算限度額、概算額等を記入する。

4　特記事項：基本事項、注意事項を記入する。

（１）基本事項　　断面、基準高、法線、深度、波高、荷重（震度）、構造形式、道路の区分、幅員構成、交差方式、舗装の種類、橋の等級、架設方式、運河整備計画、公園施設の種類、基本修景、排水条件、建物の使用目的、収用人員、船種、最大搭載人員、陸こう形式等を記入する。

（２）注意事項　　工事完了時期、調整必要事項（埋立権者、土地所有者への協議等）、新材料・新工法の注意、陳情要望、細部協議必要の有無、許可条件、補助条件、主な関係法規等を記入する。

5　必要により図面を添付する。

6　事業として共通な基本事項がある場合は、個別に先立って記載する。

実施細目様式第７

年　度　別　内　訳　書

単位：円

年度 工種	平成　年度	平成　年度	合　計	摘　要

実施細目様式第８

科　目　別　内　訳　書				単位：円
款	項	目	節	金　　額（円）

（注）科目が2つ以上合併起工する場合のみ添付する。

実施細目様式第９

工　種　別　内　訳　書

（総括表）

種　　別	内　　容（数量）	金　　額（円）	摘　　要

頁

実施細目様式第９の２

種　目　・　科　目　内　訳　書

種目・科目	内　容(数量)	全体金額(円)	(A) 金　　額(円)	(B) 金　　額(円)	摘　　要

頁

実施細目様式第１０

工　種　別　内　訳　書

種別	工種	内訳	形状・寸法	数量	単位	単価 円	金額 円	摘要

頁

実施細目様式第１０の２

細　　目	形状・寸法	数　　量	単位	単　　価 円	金　　額 円	摘　　要

頁

実施細目様式第１１

第　　号							単　価 代　価 明細表（　　当り）
工　　種	内　　訳	形　状 寸　法	数　　量	単位	単　　価 円	金　　額 円	摘　　要

頁

実施細目様式第１２

工種内訳書（単価設計）							
工種番号	工　　種	内　　容	数　　量	単位	単　　価 円	金　　額 円	摘　　要

頁

実施細目様式第１３

支給材料品調書

品　　名	形状・寸法	数　　量	単位	単　　価 円	金　　額 円	摘　　要

頁

実施細目様式第１４

工　事　月　報

平成　年　月　分

上段：予定執行率（　）書
下段：実施執行率

単位　：　千円

工事担当（部）所名
担　当　課　名

科目	工事番号	工事件名	工事概要	起工額 原契約額 変更契約額	着手年月日 完了年月日	進ちょく率（%）4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	受注者	（摘要） ランク A.B.C 監督者（係） 竣工予定月日
																			A.　B.　C
																			A.　B.　C
																			A.　B.　C
																			A.　B.　C
																			A.　B.　C

備考　１．工事は、１件ごとに着手から完了まで「進ちょく率」を毎月累計記入する。
２．工事金額に変更があった場合は、主な理由などを摘要欄に記入する。この場合変更進ちょく率は新たな金額に対する％とする。

（注）Ａ：工事が順調に執行中
Ｂ：工事の執行上問題がある。
Ｃ：工事の執行が困難。
該当する項目（Ａ．Ｂ．Ｃ）に○をする。

実施細目様式第１５

（表）

工事（中止／中止解除）報告書

記号番号

年　月　日

港湾局長　殿

部（所）長名　　印

下記の工事について、東京都工事施行規程　第　　条（　　）の既定に基づき措置しますので報告します。

工事件名		文書番号 (契約番号)	
工事場所			
契約金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　￥　）		
契約年月日	年　月　日	履行期限	年　月　日
着手	年　月　日	完了予定	年　月　日
工事中止（全部／一部）	年　月　日	中止期間	（見込／確定）　年　月　日
工期延伸	（要／不要）見込み　年　月　日	中止解除	年　月　日
出来高	%	受注者	

注　１　中止解除の場合は、裏面に記載しなくてもよい。
　　２　必要に応じて図面、写真等を添付する。

実施細目様式第１５

（裏）

中止の理由	
中止に伴う工期等への影響	
略図 その他	

事故報告書

記号番号

年　月　日

港湾局長　殿

部（所）長名　　印

下記の工事について、事故が発生したので報告します。

工事件名		文書番号 (契約番号)	
工事場所			
契約金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	履行期限	年　月　日
受注者		所在地	（電話）

調査内容、意見、応急措置等

実施細目様式第１７

（表）

工事現況報告書

記号番号

年　月　日

港湾局長　殿

部（所）長名　　印

下記の工事について、東京都工事施行規程　第　　条（　　）の既定に基づき措置しますので報告します。

工事件名		文書番号 (契約番号)	
工事場所			
契約金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	履行期限	年　月　日
変更見込金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
工事中止（全部・一部）年月日	年　月　日	解除予定 年月日	年　月　日
出来高	%	受注者	

注　１　この様式は、施行規程第２２条第３項に基づき一括変更措置をするとき使用する。
　　２　必要に応じて図面、写真等を添付する。

実施細目様式第１７

（裏）

変更の理由	
変更の概要	
略図 その他	

実施細目様式第１８

（文書番号）
年　月　日

（受注者あて）　　殿

部（所）長名　　印

工事の一括変更について

下記の工事について、東京都工事施行規程第２２条第３項に基づき、一括変更により措置したいので協議します。
なお、ご異議のないときは、承諾書を提出して下さい。
ただし、契約条項第２３条の規程による協議は別途行いますので念のため申し添えます。

工事件名		文書番号 (契約番号)	
工事場所			
契約金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	履行期限	年　月　日
変更見込金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）　増・減		
変更内容			

注　必要に応じて図面を添付する。

実施細目様式第１９

工事変更設計（清算内訳）書

添付物	○工事第○○号	部（所）	課長		代課理長	
	平成○○年○○月○○日作成	課	調査		設計	

工事件名						
工事場所				施行方法		
支出科目	年度	会計	款	項	目	節

工事金額	区分 円	決定 円	変更・精算 円	差引増・減（△）額 円
	設計総額			
	内訳			

	既定	変更	摘要
工期	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 工事日数　○○日 計　○○○日 控除日数　○○日	平成○○年○○月○○日から 平成○○年○○月○○日まで 工事日数　○○日 計　○○○日 控除日数　○○日	工事日数 増　日 減

変更（精算）の理由及び概要：

実施細目様式第２０

変更
工　種　別　内　訳　書
清算　　（総括表）

種　　別		既　　定　　額		変　更・清　算　額		差引増・減（△）額	
	内　　訳	内容（数量）	金額（円）	内容（数量）	金額（円）	内容（数量）	金額（円）

頁

実施細目様式第２０の２

変更種目・科目内訳書

種目・科目	数量	既　　定　　額	変更・清算額	差引増・減（△）額
		金額（円）	金額（円）	金額（円）

頁

実施細目様式第２１

変更
清算

工　種　別　内　訳　書

工　種 工　種 内　訳	形状 寸法	単位	既　定　額			変　更・清　算　額			摘　要
			数　量	単価(円)	金額（円）	数　量	単価(円)	金額（円）	

頁

実施細目様式第２１の２

変　更　細　目　内　訳　書

工　　種	形状・寸法	単位	単　価（円）	既　定　額		変　更・清　算　額		増・減（△）額（円）	摘　要
細目				数　量	金額（円）	数　量	金額（円）		

頁

実施細目様式第２２

第　　号　変更　清算　単価　代価　明細表（　　）当り

工種	内訳	形状寸法	単位	既定額			変更・清算額			摘要
				数量	単価(円)	金額（円）	数量	単価(円)	金額（円）	
										頁

実施細目様式第２３

変更

支給材料品調書

清算

品名	形状 寸法	単位	既　　定　　額			変　更・清　算　額			差引増・減(△)額	
			数　　量	単価(円)	金額（円）	数　　量	単価(円)	金額（円）	数量	金額（円）

頁

実施細目様式第２４

工事完了報告書

記号番号
年　月　日

港湾局長　殿

部（所）長名　　印

下記の工事について、工事が完了したので報告します。

工事件名		文書番号 (契約番号)	
工事場所			
契約金額	（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額　¥　）		
契約年月日	年　月　日	履行期限	年　月　日
完了年月日	年　月　日	受注者	年　月　日

参　考　資　料

1　東京都工事施行規程の全部改正について（依命通達）

2　東京都工事施行規程の改正に伴う契約事務の取扱いについて

3　東京都工事施行規程第２２条第３項の運用方針

参考資料－1

４６総総文発第３４号
昭和４６年３月３１日

各局（室）長、出納長、
都立大学事務局長、養育院長、
南多摩新都市開発本部長、　　殿
中央卸売市場長

東京都副知事
近藤竜一

東京都工事施行規程の全部改正について（依命通達）

昭和４６年３月３１日東京都訓令甲第１５号をもって東京都工事施行規程（昭和３８年東京都訓令甲第１０号）の全部が改正され、本年４月１日から適用されることになった。

このたびの改正は、東京都における工事量の増大及び工事施行方法の変化に伴い、関係規定を整備したものである。

このたびの改正の主要点は、東京都における工事の大部分が請負工事によって処理されていることに応じ規程の中心を直営工事から請負工事に改めたこと、各局における実情に応じた工事の施行を図るためこれに必要な基準を各局の長において定めることにしたこと、時機を失しないで迅速な工事施行を図るために工事主管課長の判断で必要に応じて随時適切な措置をとることができる範囲を拡げたこと、設計、測量等の外部委託が増加しつつあるすう勢にかんがみこれらの委託についての処理手続を新たに定めたこと、他局への委任工事を円滑に施行するため委任局と受任局間の意思疎通を図る措置を定めたことである。

ついては、下記の事項に留意されるとともに、所属職員にこの趣旨の周知徹底を図り、もって工事の施行に遺憾のないよう期せられたい。

この旨、命により、通達する。

参考資料－２

４６財経一発第１７号
昭和４６年４月１日

殿

財務局長　　磯村光男

東京都工事施行規程の改正に伴う契約事務の取扱いについて

昭和４６年３月３１日東京都訓令甲第１５号をもって、東京都工事施行規程（昭和３８年東京都訓令甲第１０号）の全部が改正された。

この改正に伴う契約事務の処理について、下記のような措置をとることとしたので、その事務取扱いにご留意願いたい。

なお、貴所属の所に対しても、周知方お取り計らい願いたい。

記

１　工期中の日曜日の取扱いについて（工事施行規程第１３条関係）

従来は、工期が日数をもって定められている場合の工期の算定に当たって工期から除く日として掲げられていたのは、国民の祝日並びに１月２日、３日及び１２月２９日から３１日までであった。

しかし、今回の改正により、あらたに「日曜日」が追加されたことに伴い、その取扱いにつき次のように定める。

(1)　工事請負契約書の契約条項の一部改正

契約条項第１条ただし書中「年末年始の休暇日」の次に「及び日曜日」を加えることとした。

この改正規程は、昭和４６年４月１日から適用するが、同日前にすでに締結されている契約については、なお従前の例によること。

なお、改正前の工事請負契約書の用紙は、その残品の存する間使用することができるが、工期を日数で定める契約（例えば、主体建築工事しゅん巧後○日間）については、適宜訂正のうえ、使用すること。

(2)　契約書上、確定日をもって工期を表示する場合において、その確定日を決定するにあたっては、上記と同様の趣旨により、日曜日を除外して日数を算定すること。

(3)　東京都工事施行規程の全部改正についての依命通達（昭和４６年３月３１日４６総総文発第３４号）の第２、２、(2)　、イ（国民の祝日等を工期に算入して工事を行なう場合）に該当する工事については、契約締結請求書及び入札参加者に示すべき書類（特記仕様書等）にその旨を明記すること。

2　一括工事変更に伴う契約変更の手続（工事施行規程第２２条第３項関係）

今回の改正により、工事施行規程第２２条第３項各号に掲げる場合を除いては、工期末（二会計年度以上にわたる工事にあっては、各会計年度の末及び工期の末）までに一括して工事変更の決定手続を行なうことができることとされたことに伴い、その取扱いにつき次のように定める。

(1)　上記のように一括して工事変更の手続をとったものについては、その契約変更の手続についても、工期末に一括して行なうことができること。

(2)　一括して工事変更の手続をとった工事は、その契約変更の手続が終了するまでの間、当該工事変更部分に限り部分払の対象としないものとすること。

なお、この場合において、既済部分の認定の留保期間が長期にわたるため、部分払に当たり請負業者に著しく不利となると認められるものがあるときは、当該工事変更の決定手続を行なったうえ契約変更手続をとることができること。

参考資料－3

昭和５４年２月１９日

東京都工事費積算単価等連絡協議会

東京都工事施行規程第２２条第３項の運用方針

1　目　　的

東京都工事施行規程第２２条第３項第２号及び第３号に規定する工事変更の範囲を定めて運用の適正を図ることを目的とする。

2　施行規程第２２条第３項第２号に定める重要な構造、工法及び位置の変更を伴う工事変更は、次のとおりである。

(1)　土木工事

ア　位置及び構造の変更

(ｱ) 施設の基本的機能を変更するもの

例えば

○　道路、橋梁の標準幅員構成及び河川の標準断面構成の変更。

○　泊地及び航路、運河等の水深高及び幅員の変更。

○　岸壁、防潮堤等の天端高及び幅員の変更。

○　排水機場等の排水能力の変更。

○　ろ過池、沈澱池、沈砂池、曝気槽、濃縮槽等の処理能力の変更。

○　管路の断面、系統及び路線の著しい変更。

○　地下鉄の出入口、換気口及び通風口の位置変更。

○　開削部とシールド部並びに駅部と駅間部の位置及び構築断面の変更。

(ｲ) 施設の基本的形式を変更するもの

例えば

○　橋梁構造形式の変更、舗装断面の著しい変更。

○　防潮堤、防波堤等の傾斜式から直立式への変更。

○　基礎くいの鉄筋コンクリートくいから鋼管くいへの変更。

○　ろ過池、沈澱池、沈砂池、曝気槽、濃縮槽等の主要形式及び相互位置の変更。

○　管路の断面、形質及び基礎構造の変更。

○　管路の吐口、立坑の位置の著しい変更。

○　地下鉄の縦断線形、線路構造物の形式変更。

イ　工法の変更

(ｱ) 基本的な設計条件を変更するもの

例えば

○　くい打工法、架設工法の変更。

○　開削、推進、シールド、ケーソン等の施行方法の相互の変更。

○　土質条件の変更に伴う置換工法からサンドドレーン工法への変更。

○　シールド工法の手掘式、泥水式、土圧式の相互の変更。

(2) 建築工事

ア　重要な構造及び工法の変更

(ｱ) 基礎構造

○　基礎工法の変更。

○　基礎耐力の変更又は支持層の変更に伴う基礎材料の著しい変更。

(ｲ) く体構造

○　建築基準法に規定する主要構造部の工法及び位置の変更。

イ　重要な位置の変更

○　他種の工事に影響を及ぼす建物又は工作物の位置の変更。